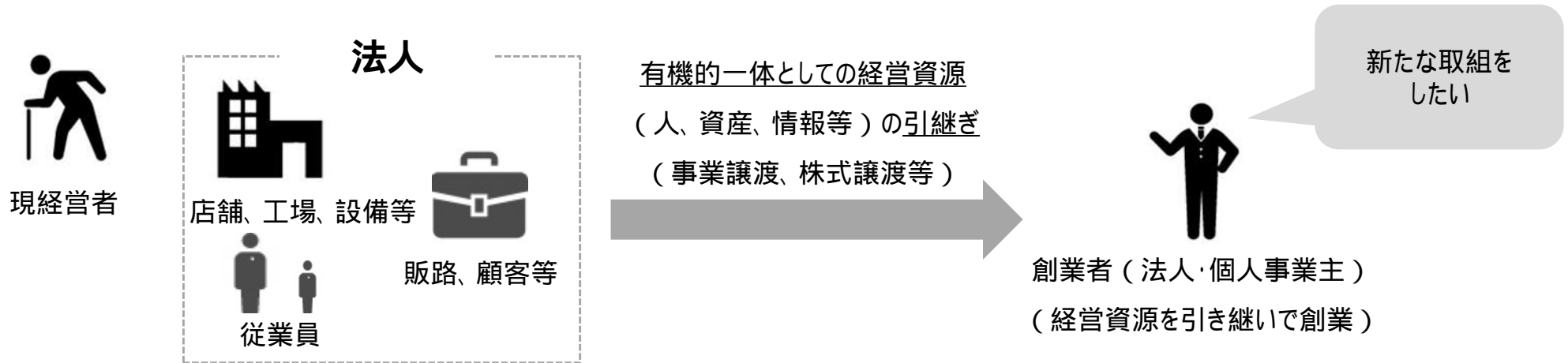


補足説明資料 創業支援型（ 型 ）の補助対象者

創業支援型（ 型）の概要

創業支援型（ 型）の補助対象者イメージ



創業支援型（ 型）の補助対象事業



【新たな取組として以下のいずれかの内容を伴うもの】

- 新商品の開発又は生産
 - 新役務の開発又は提供
 - 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - 役務の新たな提供の方式の導入
 - 事業転換による新分野への進出
 - 上記によらず、その他の新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取組等
- 認定経営革新等支援機関の記名がある確認書により確認されていること。

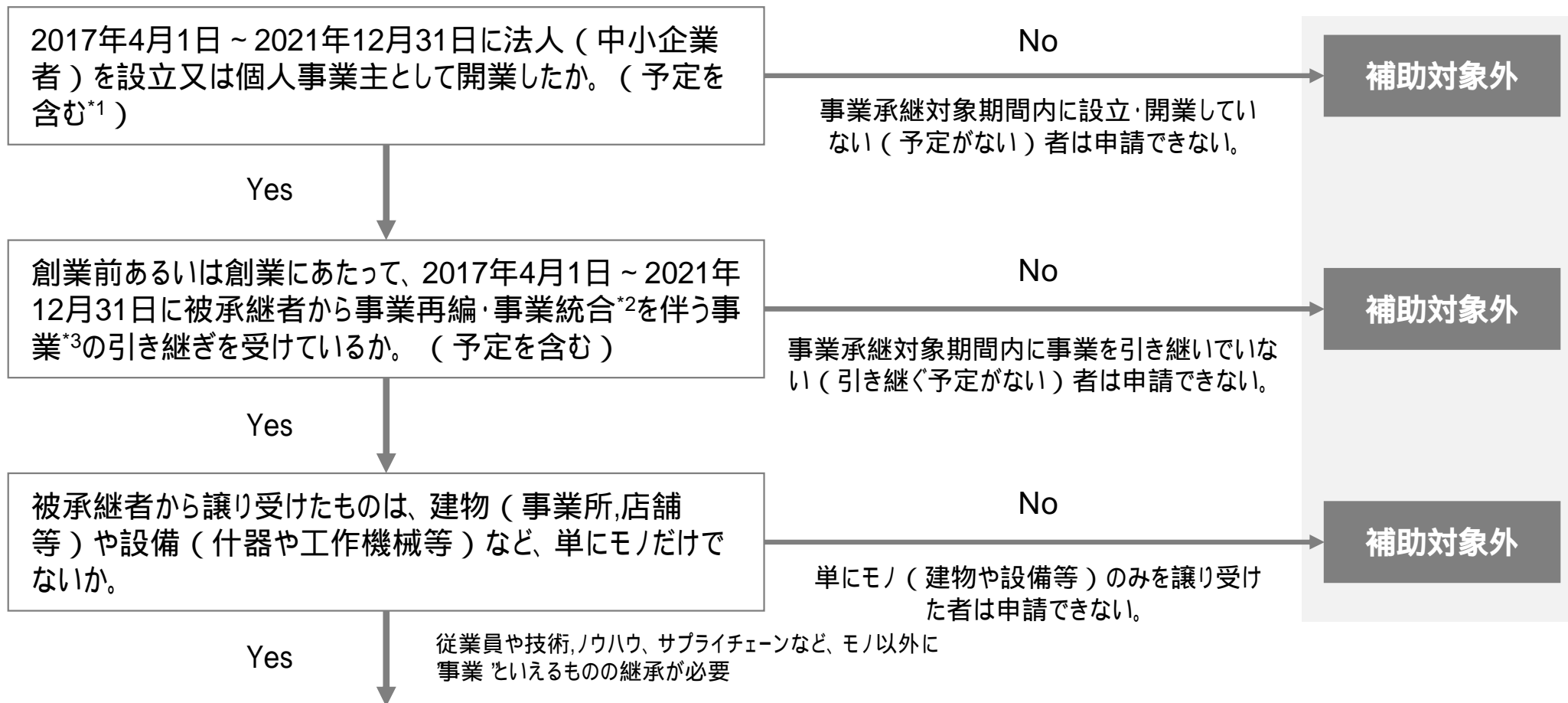
創業支援型（ 型 ）の補助対象者イメージ

モノのみではなく、有機的一体として機能する経営資源を引き継ぐ必要がある

【該当する例】 有機的一体として機能する経営資源を引き継いで 創業した（しようとする）者	【該当しない例】 経営資源のみを引き継いで 創業した（しようとする）者
<ul style="list-style-type: none">• 被承継者から店舗経営を引き継ぎ創業するケース 例：店舗、従業員、販路、顧客等を引継ぎ、先代と同じ事業を営む場合• 被承継者から従業員と機械設備を引継ぎ創業するケース 例：従業員と機械設備を引継ぎ、製品の生産・販売を行う場合• 被承継者から販路・調達元や顧客基盤と製造設備を引継ぎ創業するケース 例：卸・販売先と製造設備を引継ぎ、製品の生産・販売を行う場合	<ul style="list-style-type: none">• 売買物件を購入し、新規店舗を開設するケース• 機械設備を購入し、製品の製造、販売を開始するケース

創業支援型（ 型）の補助対象者の主な判定フロー

事業承継対象期間内に創業及び事業の引き継ぎを行ったものが対象となる



創業支援型（ 型）の補助対象者

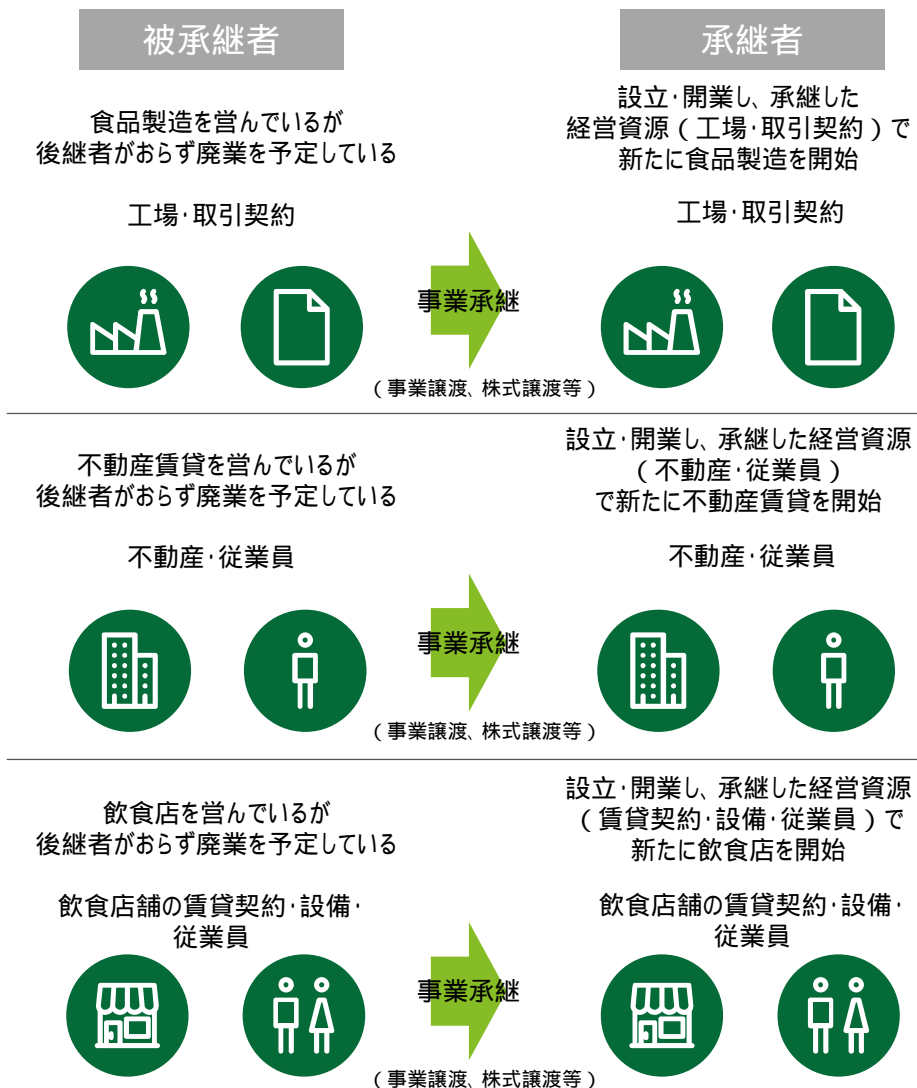
補助対象者、補助対象事業等の詳細な要件は、公募要領を確認すること

*1：交付申請後に法人を設立予定の場合、申請者（個人）と法人設立後の当該法人（補助対象者）との同一性が確保されること

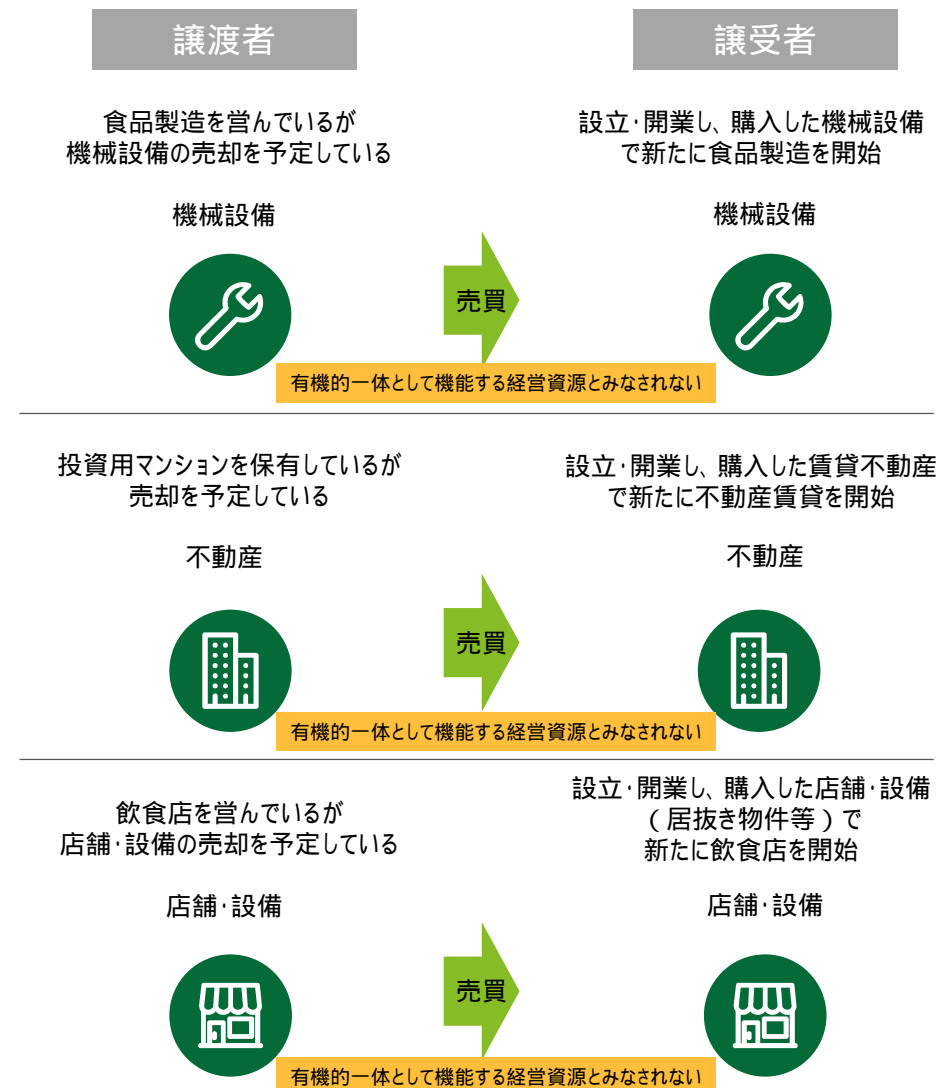
*2：グループ内の事業再編は対象外 *3：補助対象事業は、経営革新等に係る取組である必要があります

創業支援型（型）における補助対象者となる事業引き継ぎの具体例

該当する事例



該当しない事例



承継者は事業承継対象期間内（2017年4月1日-2021年12月31日）に設立・開業した（予定を含む）者であり、法人または個人事業主から事業を引き継ぐ（予定も含む）こと申請時点において、法人設立前又は個人事業主として開業前の場合は、補助事業期間内に法人設立又は個人事業主として開業すること